

平成19年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

平成20年9月

農 林 水 産 省

目 次

平成19年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	3
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営	4
重視される機能に応じた管理経営の推進	4
ア 水土保全林	5
イ 森林と人との共生林	6
ウ 資源の循環利用林	7
路網の整備	8
治山事業の実施	9
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	11
民有林との連携による森林・林業の活性化	11
流域管理推進アクションプログラムの取組	13
(3) 国民の森林としての管理経営	14
双方向の情報受発信	14
森林環境教育の推進	15
森林整備・保全への国民参加	18
ア 分収林制度による森林づくり	18
イ NPO等による森林づくりの支援	19
ウ 木の文化を支える森づくり	21
エ 生物多様性の保全や自然再生活動の実施	22
(4) 地球温暖化防止対策の推進	24

2 国有林野の維持及び保存	26	I Tの活用	48
(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	27	労働安全衛生の確保	48
森林の巡視及び境界の保全	27	(2) 平成19年度の収支	49
森林病虫害の防除	28		
保安林の適切な管理	29	6 その他国有林野の管理経営	50
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	30	(1) 人材の育成	51
保護林の設定及び保全・管理の推進	30	(2) 林業技術の開発普及	52
「緑の回廊」の整備の推進	32	(3) 地域振興への寄与	53
野生動植物の保護管理の推進	34	(4) 労使協力の推進	53
地域やN P O等との連携による保護活動の推進	35		
環境行政との連携	36	(参考)	
3 国有林野の林産物の供給	37	1 用語の解説	56
(1) 計画的な収穫の実施	38	2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	60
(2) 林産物等の販売	39	(索引)	
4 国有林野の活用	41	図及び表の索引	61
(1) 国有林野の活用の適切な推進	42		
国有林野の貸付け	42		
林野・土地の売払い	43		
(2) 公衆の保健のための活用の推進	44		
5 国有林野の事業運営	46		
(1) 管理経営の事業実施体制	47		
民間委託の推進	47		

平成19年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めていますが、その多くは奥地脊^{せきりょう}梁山^{りやうざん}地や水源地域に分布しており、原生的な天然林も多く残されています。

このため、国有林野に対しては、国土の保全、水源の^{かん}養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能を高度に発揮させることが求められてきました。近年では、これらに加えて、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや森林環境教育等への貢献が求められるなど、国民の期待や要望は、公益的機能の発揮を中心にさらに多様化しています。

国有林野事業では、平成18年9月に策定された新たな「森林・林業基本計画」等に基づき、国民の多様な要請に応えるため、公益的機能の維持増進を旨として適切かつ効率的な管理経営に努めています。

また、平成19年2月から、政府一体となり、適切な森林の整備・保全などの取組を、幅広い国民の理解と協力のもとで推進する「美しい森林づくり推進国民運動」を展開しており、国有林野事業では、率先して取り組んでいます。

(管理経営基本計画)

国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにするため、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」と略記)を策定し、これに基づき管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で、5年毎に改訂することになっており、現在の計画は、平成16年4月から平成26年3月までを計画期間としています。

(「国民の森林」に向けた取組の推進)

管理経営基本計画では、名実ともに開かれた「国民の森林」を実現していくため、国土保全や水源^{かん}養等の公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の一層の推進、森林とのふれあいや森林環境教育への貢献、国民参加の森林づくり等の本格的な推進、地球温暖化防止等新たな政策課題への率先した取組を進めるとともに、

双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組を推進することとしています。

(平成19年度の実施状況)

本報告は、平成19年度における管理経営基本計画の実施状況について、国民の理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけわかりやすく記載したものです。

(平成19年度の主な取組)

平成19年度に実施した主な取組は以下のとおりです。

(1) 公益的機能の維持増進

森林の公益的機能を維持増進させるため、長伐期施業や針葉樹と広葉樹の混交などによる育成複層林施業を実施しました。(本文5ページ)

特に、森林の健全性を保つため、地球温暖化防止の観点からも、間伐材の有効活用に努めながら、間伐を推進しました。(本文7ページ)

集中豪雨などによる山地災害の復旧に迅速に対応しました。(本文9ページ)

(2) 森林とのふれあいや森林環境教育等の推進

学校等を対象に国有林野を森林環境教育の場として提供する「遊々の森」の協定を新たに全国13箇所^{ゆうゆう}で締結しました。(本文15ページ)

森林整備への国民参加を促進するために設定した、全国143箇所の「ふれあいの森」で、延べ約1万人の方に森林づくり活動に参加いただきました。(本文19ページ)

伝統文化の継承等に貢献するため、新たに「伊予之^{いよのふたなのしま}二名島古事^{こじ}の森」を設定し、「木の文化を支える森づくり」活動を推進しました。(本文21ページ)

自然再生などに取り組む市民団体などと連携し、現地調査や再生活動等に取り組みました。(本文22ページ)

(3) 新たな政策課題への率先した取組

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐の実施等健全な森林の育成や治山事業等における木材の利用を推進しました。(本文24ページ)

優れた自然環境を有する森林の維持・保全等を図るため、全国9箇所^くで保護林を設定・拡張しました。(本文30ページ)
また、「緑の回廊」においてモニタリング調査を実施するなど、野生動植物の生息・生育環境の保全に努めました。(本文32ページ)

(4) 双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組

広く国民の声を聴き、管理経営に活かすため「国有林モニター会議」等を行いました。(本文14ページ)

(5) 林産物の持続的かつ計画的な供給

自然環境の保全に配慮しつつ、林産物を持続的かつ計画的に供給し、地域における木材の安定供給に貢献しました。また、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の供給にも努めました。(本文38ページ)

(6) 効率的な事業の実施

伐採・造林等の事業について、そのほとんどを民間委託化するなど、効率的な事業運営に努めました。(本文47ページ)
木材価格の低迷等厳しい状況の中、収支両面にわたる努力を行い、平成16年度以降は新規借入金をゼロとしており、収入が支出を59億円上回りました。(本文49ページ)